

障がい学生支援に関するガイドライン

本学の障がい学生に対する支援は、本学の「障がい学生支援に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づいて実施するが、本ガイドラインにおいて支援の対象、障害および支援の具体例、「基本方針」第4項及び第8項における留意事項について規定する。

1. 支援の対象となり得る障がい学生の範囲と障害の具体例

(1) 本ガイドラインにおける障がい学生の範囲

- ◇ 本学に入学を希望する障害のある人
- ◇ 本学に在籍する障害のある大学生、大学院生、研究生、科目等履修生、日本語別科生

(2) 支援の対象となり得る障害

- ◇ 視覚障害
- ◇ 聴覚障害
- ◇ 肢体不自由
- ◇ 病弱・虚弱
- ◇ 精神障害
- ◇ 発達障害
- ◇ 性同一性障害
- ◇ その他

2. 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

「基本方針」第4項における不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- ◇ 障害があること、情報保障（障害特性に応じた代替手段等を用いて情報を提供すること）の手段を用意できないことを理由として、以下の取り扱いをすること
 - ・ 受験、入学、授業受講、研究指導を拒否すること。
 - ・ 研修、講習、実習、フィールドワークへの参加を拒否すること。
 - ・ 式典、行事、説明会への出席を拒否すること。
 - ・ 施設の利用やサービスの提供を拒否すること。
 - ・ 事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- ◇ 成績評価において、合理的配慮をうけたことを理由に差をつけること。

3. 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

合理的配慮は、障がい学生の利用を想定して事前に行われる建築物バリアフリー化もしくは教室割り当ての配慮、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境

整備を基礎として、個々の障がい学生に対して、その状況及び求めに応じて、大学の組織的サポート体制のもと、個別に実施される措置である。

(物理的環境への配慮)

- ◇ 車椅子利用者のためのキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- ◇ エレベーターがない施設の上下階に移動する際、その移動サポートをすること。
- ◇ 移動に困難のある学生のために、授業の教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- ◇ 移動に困難のある学生のために、登下校に際して、指定された駐車スペースあるいは、教室にアクセスしやすい位置に車両乗降場所を確保すること。
- ◇ 車椅子の利用者が利用しやすいよう窓口、カウンター等の高さに配慮すること。
- ◇ 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるようにすること。
- ◇ 障害特性により、授業中、頻繁に離席の必要がある学生について、座席位置を出入り口付近に確保すること。

(意思疎通の配慮)

- ◇ 授業、実習、研修、行事等において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障に努めること。
- ◇ ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- ◇ シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- ◇ 聞き取りに困難のある学生が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いたり、テキスト化したものを提供したりすること。
- ◇ 授業中教員が使用する資料を事前に提供するように努めること。
- ◇ 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をすること。
- ◇ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。
- ◇ 事務手続きの際に、本人に代わって、たとえば教職員、学生、介助者等が必要書類を作成すること。
- ◇ 窓口での手続きや申請の際には、手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- ◇ 表現が伝わりにくい場合に、より分かりやすく説明するように努めること。
- ◇ 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に書面で伝えること。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- ◇ 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長し

- たり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- ◇ 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
 - ◇ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、必要に応じて介助者等の立ち入りを認めること。
 - ◇ 大学行事や講演、講習等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
 - ◇ 学内外での実習等において、実習受け入れ機関と協力して、合理的配慮のための調整を行うこと。
 - ◇ 外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
 - ◇ スポーツの演習への参加が難しい学生について、障害に配慮した形態の授業に代替すること。
 - ◇ 感覚過敏等がある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
 - ◇ 障害特性との関係で、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、可能な範囲で期限の延長を認めること。
 - ◇ 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
 - ◇ 履修登録の際、機能障害による制約を受けにくい授業を履修できるようにすること。
 - ◇ 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを教職員等が個別に行うこと。
 - ◇ 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。

上記に掲げた具体例以外にも合理的配慮が存在することに留意しなければならない。

4. 合理的配慮に含まれないものの具体例

前項に掲げた具体例については、「基本方針」第9項にあるような「均衡を失した又は過重な負担」が存在しないことを前提としている。これは、他の手段で「過重な負担」とならないものがないか試された上でなお行えない場合であり、合理的配慮における支援に含まれないかどうかについては、必要に応じて検討することになる。また、「過重な負担」を理由に配慮を断る場合、配慮を求めた本人に対してその理由を説明する義務があることに留意しなければならない。

(教育に関わる本質的な変更を伴うもの)

- ◇ 実験や作業をしたりディスカッションしたりする授業を座学に変更するなど教育プログラムの性質を根本的に変更すること。
- ◇ 試験の問題を簡単にすることや合格の基準を低くすることなど、単位認定基準や卒業要件を緩和すること。

(物理的制約、財政上・管理上の甚だしい負担を伴うもの)

- ◇ 一人の障がい学生に対して、手話通訳と文字通訳の両方を同じ授業で同時に提供すること。
- ◇ 授業時間の制約を越えてミニッツペーパー等の提出期限を延ばすことや、成績管理上の制約を越えてレポート課題の期限を延ばすこと。
- ◇ 試験実施における管理上の制約を越えて試験時間を延長すること。

(個人的な装置・サービスの提供)

- ◇ 個人に対して車椅子や眼鏡やアテンダントを提供すること。
- ◇ 限局性学習障害 (SLD)、注意欠如・多動性障害 (ADHD)、自閉症スペクトラム障害 (ASD) 等の専門性のある学習チューターを個別提供すること。
- ◇ 学外イベント会場まで人員を出して車椅子を押す移動支援を行うこと。
- ◇ 自宅等での自学自習において代読サービス等を行うこと。
- ◇ 学修とは直接に関係しない課外活動に対して支援を行うこと。

※以上の個人的な装置・サービスの提供については、特別な理由があり、関係者の合意形成ができれば認められることもある。